特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支 給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公 的給付の支給に関する事務				
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の 規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。				
②事務の概要	(1)[令和5年度]住民税非課税世帯への7万円追加給付金の支給事務(2)[令和5年度]住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務(3)[令和5年度]低所得子育て世帯への加算給付金の支給事務(4)[令和6年度]住民税非課税世帯への給付金の支給事務(5)[令和6年度]定額減税しきれないと見込まれる方への給付の支給事務(6)[令和6年度]住民税非課税世帯への給付金の支給および低所得子育て世帯への加算給付金の支給事務(7)[令和7年度]定額減税しきれないと見込まれる方への給付額に不足があることが判明した方への終				
③システムの名称	・給付金システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

【令和5年度】住民税非課税世帯への7万円追加給付金の支給事務 【令和5年度】住民税均等割のみ課税世帯への10万円追加給付金の支給事務

【令和5年度】任民祝号等司のの成れに開発したの方には、 【令和5年度】任所得子育て世帯への加算給付金の支給事務 【令和6年度】住民祝井武祝世帯への給付金の支給事務

【令和6年度】定額減税しきれないと見込まれる方への給付の支給事務 【令和6年度】住民税非課税世帯への給付金の支給および低所得子育て世帯への加算給付金の支給事務 【令和7年度】定額減税しきれないと見込まれる方への給付額に不足があることが判明した方への給付事務

3. 個人番号の利用

・番号法第9条第1項 別表135の項 法令上の根拠

・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号	
	【情報提供の根拠】 ・提供なし	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	(1)~(4)の支給事務: 筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課 (5)の支給事務: 筑紫野市 企画政策部 人事課
②所属長の役職名	(1)~(4)の支給事務:生活福祉課長 (5)の支給事務:人事課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 請求先 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

・(1)~(4)の支給事務 郵便番号818-8686

筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課 地域福祉担当

·(5)の支給事務 郵便番号818-8686

筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 企画政策部 人事課 行政管理担当

9. 規則第9条第2項の適用

連絡先

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和]7年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	17年1月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] ぞれ重点項目評価	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価: 2) 基礎項目評価: 3) 基礎項目評価: 計畫又は全項目評価書において	- 書及ひ 書及ひ	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	- 入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残される			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	バー登録や副本登録の際に 4情報又は住所を含む3情報 は、複数人での確認を徹底し	は、本人から による照会を ている。	《一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には 行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際に からスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	·啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 て不正に使用されるリスクな使用等のリスクへの対策であるリスクへの対策であるリスクへの対策でシステムを通じて目的ダジステムを通じて不正ない・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対 フへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	- 提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	等による厳格なアクセス権限	下、適切な管理を行って)都度更新も実施している	ているPCへのアクセスは、パスワー いる。アクセス権限は最小限とし、§ る。以上のことから、権限のない者に。	異動等による

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月21日	Ⅱ-1 対象者数	令和5年6月25日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月21日	Ⅱ-2 取扱者数	令和5年6月25日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	